

平成 30 年 度

定 額
請 負

塚本住宅外1住宅浄化槽・排水槽清掃業務委託

仕 様 書

委 託 期 限	平成 30 年 11 月 15 日
---------	-------------------

大 阪 市 住 宅 供 給 公 社

(担当 住宅管理部管理課)

委 託 概 要

委 託 名 称 塚本住宅外1住宅浄化槽・排水槽清掃業務委託

委 託 場 所 別紙施設一覧参照

委 託 概 要 本業務は、上記住宅に設置している浄化槽・排水槽内の清掃を実施するもので、本仕様書及び「浄化槽・排水槽清掃業務委託仕様書」に基づいて実施するものである。

仕 様 本業務に当たっては、着工前に当該住宅管理人又は自治会役員と十分なる打合せ協議の上、入居者に迷惑のかからないよう、また業務中の安全管理に関しても留意の上、実施を行うものとする。特に業務実施にあたっては、事前に各居住者には掲示等で通知の上、支障なく履行するものとする。

提出書類については、「業務委託契約等に関する提出書類(平成29年5月)大阪市住宅供給公社住宅管理部住宅整備課」に基づくものとする。なお、管理課を代表とする。

浄化槽・排水槽清掃業務委託仕様書

第1章 一般事項

1. 1 委託内容

本業務は、大阪市住宅供給公社(以下「甲」と称す。)が管理する賃貸住宅に設置されている浄化槽及び排水槽の定期清掃を行う。

1. 2 監督職員

監督職員とは、当該業務委託を担当する甲の職員をいう。

1. 3 業務責任者

受託者(以下「乙」という。)は、契約後速やかに業務責任者を選任し、「業務責任者選任届」を監督職員に提出しなければならない。なお、業務責任者は以下の条件の全てに該当する者であること。

① 乙と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。

1. 4 対象住宅

この契約の対象となる住宅は別紙のとおりとする。

1. 5 法令の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係法令等について、これを遵守すること。

1. 6 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等にかかる費用は、乙の負担とする。

1. 7 作業時間

作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。なお、日曜日・祝日の作業は行わないこと。ただし、入居者等の対応上この時間外となる場合は監督職員と協議を行うこと。

1. 8 作業管理

乙は、本業務を行うにあたり、以下の項目を遵守すること。

- ① 作業範囲の内外を問わず、作業員の監督、風紀、衛生の管理、火災及びその他の事故に十分注意し、人命、財産などに危害を及ぼさないように適切な措置を講ずること。
- ③ 作業に伴い発生した事故等については、乙の責任においてその処置及び賠償の一切を行うこと。
- ④ 作業員は作業中、社名を明記した腕章、名札又はこれに代わるものを着用すること。
- ⑤ 業務関係車両は、定められた場所に駐車し、入居者の契約駐車場及び住宅内道路には駐車しないこと。

1. 9 関係者への周知

乙は、作業内容、作業日時及び作業方法等について十分検討のうえ、監督職員の承認後、各入居者に周知徹底を図ること。

1. 10 報告書の提出

乙は、作業完了後、速やかに以下の書類を作成し提出すること。

- ① 作業写真(監督職員のみ)
- ② その他監督職員が提出を求めるもの

1. 11 完成写真

完成写真を次の要領で撮影し、業務完成後に監督職員へ提出すること。

- ① カラー撮影とする。
- ② 写真撮影は次の各箇所とする。撮影は清掃前のアングルと同じにすること。
 - ・ 槽ごとに清掃作業前・作業中・作業後の写真
 - ・ 殺虫プレートの取替前取替後の写真

- ・ 下水処理施設での処分状況の写真
- ③ 被写体の近くに黒板等を置き、必要事項(住宅名、住戸番号及び取替の前後等)を記入のうえ写真の一部に写し込むこと。
- ④ 撮影したフィルムは速やかに現像、焼付を行うこと。焼付サイズはサービス版サイズ以上とする。
- ⑤ 写真はフリーアルバム等に貼り付けて1部作成する。また、必要に応じて説明書を添付すること。
- ⑥ アルバムの表紙には業務名称、業務期間及び乙の会社名を記入し、背表紙には完成年度及び業務名称を明記すること。
- ⑦ デジタルカメラで撮影した場合についても、同要領にて作成し提出すること。

1. 12 検査

乙は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは業務報告書を提出し、監督職員が行う業務の検査を受けるものとする。また、現地履行確認時には立会いを行い、監督職員の指示に従って、指摘事項がある場合は指定の期日までに完了するものとする。

第2章 清掃業務内容

2.1 清掃業務内容

浄化槽・排水槽の清掃内容は、以下のとおりとする。

1 腐敗槽及び排水槽

腐敗槽及び排水槽の浮滓汚物を槽内より取り出し、液体部はポンプで吸い上げ、槽内の底部及び壁部に固着している残滓汚物は掻き取り、槽内を清水で入念に洗浄し、残水のないようにすること。

2 腐敗槽・沈でん槽・ポンプ槽

腐敗槽・沈でん槽・ポンプ槽の遊休部は、スカム・汚泥をポンプで吸い上げ、槽内を洗浄すること。

3 酸化槽・予備ろ過槽

酸化槽・予備ろ過槽は撒水樋にブラシをかけて水洗いを行い、水圧により碎石の目に詰まっているものを洗い落とすこと。

4 消毒設備

既存の装置については、点検作業を行うこと。なお、作業後は所定の薬剤を補充すること。

5 送気口

送気口内の土砂を取り出し、内部を整備する。防虫網の不備のものは、監督職員の指示する方法で補修すること。

6 消毒液撒布

以上の作業及び補修終了後は、クレゾール石けん液で付近の撒布消毒をおこなうこと。

7 その他

- ① 本業務にあたり、住宅管理人又は自治会と連絡打合せのうえ、入居者及び、付近の人家に迷惑のかからぬようにすること。
- ② 本業務で発生した汚物及び汚水は、乙の負担において現場より搬出のうえ、関係法令等に従い処理すること。なお、搬出は下水処理場と処理量を事前に打合せのうえ、下水処理場の指示に従うこと。
- ③ 地盤状況により、槽の浮上又は浮上に伴う傾斜等の支障を起さぬよう、充分配慮のうえ業務を行うこと。
- ④ 本清掃作業完了後、自動装置関係及びポンプ関係の調整確認を行うとともに水張りを行い水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認すること。
- ⑤ 本業務の業務責任者は、必ず清掃現場に立会い、各槽及び各住宅の作業終了毎に監督職員に報告すること。
- ⑥ 本清掃作業完了後、各槽の防臭蓋より殺虫プレートを吊り下げること。
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく監督官庁への諸手続き及び実施届等は、乙の費用負担において遅滞なく行うこと。
- ⑧ 各槽の防臭蓋、送気口の格子蓋、ポンプの自動装置及び本体の不良箇所等については、書類を作成し監督職員に提出すること。防臭蓋の破損については、速やかに監督職員に連絡すること。

塚本住宅外1住宅浄化槽・排水槽清掃業務委託

施設一覧

(別紙)

住宅名	棟数	所在地	浄化槽		排水槽		備考	設備詳細
			容量	槽数	容量	槽数		
塚本	1	西淀川区 柏里 3-1-38	760人槽	1	—	—	駐車場部分	第1～3腐敗槽 予備ろ過槽 酸化槽 ポンプ槽
八幡屋	2	港区 港晴 2-1	300人槽	1	20m ³ 槽	1	A号館 ドライエリア	第1・2腐敗槽 予備ろ過槽 酸化槽 ポンプ槽 排水槽
			400人槽	1	20m ³ 槽	1	B号館 ドライエリア	第1・2腐敗槽 予備ろ過槽 酸化槽 ポンプ槽 排水槽
合 計				3		2		

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 15 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約業務(以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者の内部統制連絡会議がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 万一個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し発注者の指示に従うものとする。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。

- 4 受注者は、当該契約(協定)が終了した時、又は発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託作業を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を再委託してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出しを禁止する。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でない認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(事実の公表)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例及び大阪市住宅供給公社個人情報保護基本規程に基づく調査又は勧告に正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪府が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

委 託 名 称 塚本住宅外1住宅浄化槽・排水槽清掃業務委託

委 託 費 総 額 円

委 託 価 格 円

消費税及び地方

消費税相当額 円
